

宮崎交通のバス運行における輸送の安全にかかわる情報

旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づく公表です

平成30年6月30日

【1】輸送の安全に関する基本的な方針

宮崎交通では、輸送の安全を確保するために、宮交グループの経営理念と行動憲章および宮崎交通の「安全憲章」「安全管理規程」に則り、社長以下社員一丸となって安全意識の高揚と無事故に取り組めます。

平成29年度の輸送安全に関する実施状況

【2】輸送の安全に関する目標およびその達成状況（事故に関する統計）

①輸送の安全に関する目標

- 重大事故ゼロ
- 路上故障5件以下
- 燃費向上1%（昨年比）達成
- 責任事故件数（前年より減少（必達）25件以下・逆突事故5件以下・車内事故前年比以下（必達））
- クレーム前年比20%削減
- 厳正な点呼の実施
- アルコール異常検知者ゼロ

②自動車事故等に関する統計 「自動車事故報告規則第2条」に規定する事故に関する統計です。

- ・重傷事故（第2条第3項）2件
- ・車内事故（第2条第7項）3件
- ・車輛故障（第2条第11項）3件

【3】運輸安全管理規程（別紙：概要①②を参照）

【4】輸送の安全の為に講じた措置（安全投資の状況）

- ・新車15台等を導入し、経年車の更新および万一の時に備えた装置を取り付け安全性を高めております。
- ・弊社施設および輸送に必要な装備品のメンテナンスと保守を行ない、安全な運行環境を整えております。

【5】輸送の安全にかかわる教育および研修の実施状況

①健康管理の促進

- ・定期健康診断や睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査の結果を踏まえ、保健師や産業医による心身の健康相談を行いサポート体制を強化しています。

②従業員の教育研修

- ・運行管理者の法定講習、運転士の心理適性診断、乗務員の階層別集合教育、個別指導を実施しております。
- ・整備管理者の法定講習、社外講師による技術指導、メーカーへ整備士を派遣し技術向上を図っております。

③小集団活動（委員会開催・班活動・地域社会貢献の実施）

- ・月1回のペースで運転士代表が集まり事故原因等の究明や再発防止を検討した事柄を各職場に持ち帰り、班活動等を通じて全乗務員が共有し事故防止に努めております。
- ・弊社の安全輸送に関する取り組みを業界関係者やバス協会の会合等において積極的に紹介しております。
- ・交通安全期間中における安全啓発活動を実施しております。
- ・小学生や幼稚園児等を対象にバスの乗り方教室を開催し、中学生の職場体験学習を受け入れております。

【6】輸送の安全にかかわる内部監査の結果ならびにそれに基づき講じた措置

①職場巡視（運行管理体制の充実・内部監査の結果及び、それに基づき講じる措置内容）

- ・半期の常会、交通安全運動期間中に運行営業所へ本社幹部が赴き、指示伝達や意見交換を実施しました。
- ・年末年始の輸送安全総点検期間中に、当社が保有する全ての車輛を対象に、車輛総点検を行ないました。
- ・運行営業所の重点施策の進捗や帳票記載の状況を確認する内部監査を行い、緊急改善を要する指摘事項は有りませんでした。引き続き、安全対策などの関係法令や規定との適合性をチェックし改善を図ります。

平成30年度の輸送安全に関する計画（お客様に安心してご乗車いただくために…）

【7】輸送の安全に関する目標

【安全運転目標】 ◎ 安全は意識と基本動作の積重ね「目で確認・心で再確認」

【車両整備目標】 ◎ 車両の完全整備で路上故障削減

【接客向上目標】 ◎ 接客も運転も基本に有るのは思いやり

◆方針◆ 【運行】 ●安全、安心、快適なバスの運行 ●車内案内、接客向上 ●運行管理体制の構築

【整備】 ●チャレンジ精神を持ち、車両の完全整備で路上故障削減と燃費向上を図る

◆目標◆ ●重大事故ゼロ ●路上故障5件以下 ●燃費向上（昨年比1.5%）達成

●責任事故〔前年より減少（必達）25件以下・逆突事故5件以下・車内事故前年比以下（必達）〕

●クレーム前年比20%削減 ●厳正な点呼の実施 ●アルコール異常検知者ゼロ

◆従業員ひとり一人が自らの役割の再認識と基本動作の再徹底（再点検）に取り組み、「安全」と「コンプライアンス」の向上を目指します。

◆弊社バス事業の展開を担う乗務員の確保や雇用形態の多様化を図り、人材の確保と育成に努めていきます。車両施設などの環境整備を進めます。

【8】輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制

（別紙：輸送の安全に関する組織体制および情報伝達と指揮命令系統を参照）

- ・組織体制
- ・指揮命令系統
- ・緊急非常時の組織（事象事態に応じ本社対応チームを結成）
- ・輸送の安全に係る情報の伝達体制
- ・事故災害等に関する報告連絡体制（速報体制）

①安全管理体制の構築維持（安全最優先の意識浸透・関係法令等遵守の意識の徹底・安全管理体制のチェック）

社長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。

また、ヒヤリハット報告や現場教育等を通じて社員の危険感受性を高めるなど、日々の業務に反映させます。

②厳正な点呼の実施

点呼業務の重要性を再確認し、一方的な伝達だけでなく、運転士の顔の表情や言動と行動等を確認、身だしなみ等を注意喚起し、法令遵守、安全意識を高揚します。

【9】輸送の安全に関する教育及び研修の計画（重点施策を含む）

- ・安全方針および年間教育計画に基づき、個々の使命と役割に応じた教育指導を行います。
- ・教育の訓練方法や指導内容を充実させ、安全とサービスに対し向上心が高い乗務員を育てます。
- ・CSおよび運転事故の分析データを共有した再発防止と、健康起因の事故防止へ取り組みます。
- ・交差点左折時は横断歩道の手前で一旦停止を継続し、重大事故の発生を未然に防ぎます。

【10】安全統括管理者（別紙②を参照）

【11】貸切旅客自動車運送に係る情報

- ①貸切バスを運行する営業所数 … 6 営業所
- ②事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報
 - (1) 運転者数（貸切バス運転士として選任した人数） … 162名
 - (2) 運行管理者数（貸切バス運行に携わる運行管理者数） … 39名
 - (3) 整備管理者数（貸切バス運行に携わる整備管理者数） … 6名
- ③事業用自動車にかかる情報
 - (1) 保有車両 … 大型車 45台（中小型車は保有しておりません）
 - (2) 任意保険の加入状況 … 対人保険／無制限 ・ 対物保険／無制限
- ④事業者団体への加入状況 … 日本バス協会 ・ 九州バス協会 ・ 宮崎県バス協会
- ⑤貸切バス事業者安全性評価認定の取得状況…平成29年12月20日に三ツ星認定を受けました。
- ⑥重大事故および行政処分の情報 … 平成29年度において報告した重大事故はございません。
平成29年度において受けた行政処分はございません。
- ⑦外部機関による安全チェックの活用情報
平成29年10月11日、宮崎中央営業所にて九州貸切バス適正化センター指導員による巡回指導を受け、帳票管理等における改善および指摘事項はございませんでした。

以 上

【輸送の安全に関する基本的な方針】

≪宮交グループ経営理念≫

- 安全を追求し、安心・信頼されるグループを目指します
- 夢と感動を笑顔で運びます
- 明日に向けて、あらゆる可能性に挑戦し続けます

≪宮交グループ行動指針≫

- 常に基本を守り、プロとして責任ある行動を約束します。
- お客様の心の声に耳を傾け、笑顔で最高のおもてなしを約束します。
- より高い目標にも積極的に取り組み、勇気と信念を持って挑みます。

≪安全憲章・安全指針・私達の安全宣言≫



今日まで、お互いに励まし合い、努めあって来た、私共の大事な合言葉です。

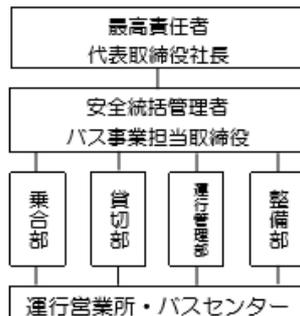


左記に示した基本的方針をカードサイズで作成し、全従業員が常に携帯して、日頃から安全に対する自覚と責任をもった行動を行なうこととしています。

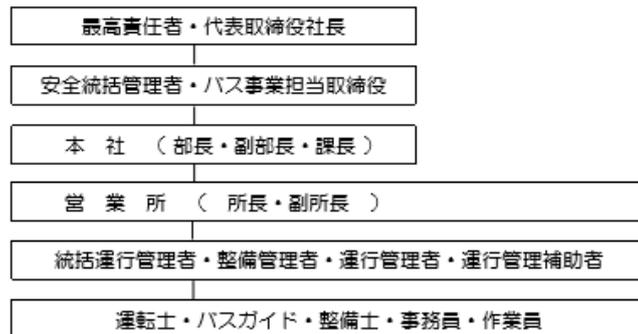
避けるより止まれ
まず にっこり

【輸送の安全に関する組織体制および情報伝達と指揮命令系統】

≪組織体制≫



≪指揮命令系統≫



≪緊急非常時の組織≫

緊急事象または非常事態が発生した場合は、バス事業部門の本社勤務員（乗合部・貸切部・整備部・運行管理部）および、該当する運行事業所の所属員で構成した本社対応チームを結成し対処する体制をとっております。

≪輸送の安全に係る情報の伝達体制≫

法令規定の改定や適正運行を維持するために必要な情報を整理し、本社関係部署を中心に各運行事業所と外部機関が連携し、社長から現業部門まで従業員全員が情報を共有できる体制をとっております。

≪事故・災害等に関する報告連絡体制≫

当社では、日頃から事故や災害の発生を未然に防ぐこと、事故や災害が発生した時は人命の救助を第一とし、かつ、その災害を最小限にとどめること等を目的とした「バス事業危機管理基準」を定めております。この規定に基づき、事故や災害等の発生時には、速やかに報告連絡を行う体制をとっております。

【運輸安全管理規程の概要①】

◀運輸安全管理規程の概要▶

(目的) この規程はバス輸送の安全を確保する為、当社従業員が守るべき事項を定め、バスの安全性の向上を目指すものです。

(方針) 社長は、安全輸送が事業経営の根幹であることを認識し、社内における主導的な役割を担います。
また、社長は現場の声に耳を傾け、安全の確保がいかに重要であるかを周知させます。
会社は宮交グループの運営指針である「経営理念」及び「行動指針」をはじめ、交通事業部門の「安全憲章」「安全指針」「安全宣言」を基本として社員の安全意識の高揚を図ります。

(重点施策) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

1. 安全は、経済性・定時性・快適性等のどの品質要素よりも優先させます。
2. 安全は、公共輸送機関としての原点であり常に最高水準を目指します。
3. 安全に関する費用の支出及び投資は積極的かつ効率的に行います。
4. 安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
5. 安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内における必要な情報を伝達・共有します。
6. 安全に関する教育及び研修・訓練計画を策定し確実に実施します。
 - ・社員は仕事を進めるにあたり法律はもとより社内の規程を守ります。
 - ・社員は業務上の決まりに疑問を感じたときは上司に報告し、会社はその対策を練ることとします。

(目標・計画) 会社はより高く安定した安全をめざして年間目標や年間計画を立てます。

(経営者として) 社長は、輸送の安全確保のための最終的な責任者となります。

- 宮交ホールディングス(株)は、宮崎交通㈱の安全確保のため指導監督を行います。
1. 予算を確保し、輸送の安全確保体制を整備させ適宜見直しを指導します。
 2. 安全統括管理者の意見や申し入れを尊重します。
 3. 安全確保のための業務を実行させます。また方法について必要な改善や対策を指導します。

【運輸安全管理規程の概要②】

(安全の管理) 会社は、次の担当者を選任し、現場における安全運行体制を整え、日常業務を通じて実践させます。

- ・最高責任者……宮崎交通㈱代表取締役社長
- ・安全統括管理者…宮崎交通㈱バス事業担当役員
- ・危機管理総括者…本社の役席者、運行事業所の所屬長
- ・安全管理者……各事業所の所屬長、統括運行管理者、整備管理者

(情報の共有) 現場と管理側の風通しをよくし、輸送の安全を確保する為に情報の共有や伝達が確実に行なわれるようにします。

(非常時体制) 安全統括管理者の指揮により全員が情報を共有し、日頃からの備えと人命優先に活動します。
「宮崎交通㈱バス事業危機管理基準」・「非常時の手引き」・「危機管理マニュアル」

(教育と研修) 会社は、社員(乗務員・従業員)に対して定期的に安全に関する指導と研修および訓練を行います。

(監査・検証) 会社は、1年に1回以上、安全運行についての内部監査を行います。
社長は、監査や報告書をもとに安全確保のための改善や是正と予防等の措置を命じます。

(情報の公開) 会社は輸送の安全確保のための方針・施策・実績を毎年度当初にホームページにて公開します。

●平成19年1月1日より施行 ●平成21年7月1日最新改定

◀安全統括管理者▶

バスの運行の安全を見守り、安全の確保を指揮する「安全統括管理者」は、下記の者を選任しております。

川端 史敏 宮崎交通㈱取締役バス事業担当